

後療引續キ十日ヲ起スルトハ十一日目ヲ九一區別ニ依リ其
 由在リ支統ス
 但ニ闘争ノ結果若クハ自殺ノ目的又ハ故意ニ傷害
 シタルモハ此限ニアラス

本人一日ニ付 五十銭以内
 其家族一人一日ニ付 十五銭以内

五、會員又正、或ノ結婚ト認メ得ルニトキ 五月（但シ一回）

六、會員正或ノ結婚ニ依リ子女ヲ儲ゲタルトキ 三月

七、會員正或ノ結婚ニ依リ産褥ニルトキ 十月以内

八、會員正時、此限ヲ被リタルトキ 三十日以内

九、會員兵役ニ服シ入隊又ハ出征スルトキ 十月以内

十、會員在戦一年以上ニテ退、或又ハ轉職勤シタルトキ
 但シ不都合ノ廉ニ依リ前旨退、或又ハ解雇セラレタルモノハ

此限ニアラス 十月以内

十一、業務上ノ負傷、或又ハ休業療養一月ヲ起スルトキ 五月以内

十二、前各款ニヨル外其情状ニヨリ一時限ヲ金二十円以内ヲ
 支給スルコトアルニシ

（九月十八日 兵庫縣）

同盟罷業表 自 九月一日 至 九月一日 共ノ二

| 府縣名 | 全生月日 仕起月日 仕起日 | 業態 | 加人数 不参加人数 | 原因 | 結果 |
|-----|---------------------------|--------------------------------|--------------|------|----|
| 東 京 | 九月十六日迄 九月十九日迄 九月廿四日 | 東京市京橋区 大川端町 菊東運輸株式 會社 | 四〇人 四〇人 | 待遇改善 | 妥協 |